

**スクールソーシャルワーカー
(SSW)
ガイドライン**

北海道教育委員会

令和3年4月

目 次

1 趣旨

- (1) S S W導入の背景 1
- (2) S S W導入のねらい 1
- (3) 道のこれまでの取組 1
- (4) 今後の方向性 2

2 S S Wの職務内容

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け（個人＝ミクロへのアプローチ） 2
- (2) 学校内におけるチーム体制の構築・支援（学校組織＝メゾへのアプローチ） . . . 3
- (3) 関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整（自治体の体制＝マクロへのアプローチ） 4
- (4) いじめや暴力行為等問題行動、不登校、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助 4

3 S S Wの効果的な活用のために

- (1) S Cとの連携 5
- (2) S S Wの配置形態 5
- (3) 教育委員会における支援体制 6
- (4) 学校における体制づくり 8

4 S S Wの業務遂行に当たって配慮すべき事項

- (1) 守秘義務について 11
- (2) 情報共有について 11
- (3) 家庭訪問の方法について 11
- (4) 児童虐待に係る通告 12

スクールソーシャルワーカーガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）が、児童生徒のいじめや暴力行為等問題行動、不登校、子供の貧困、虐待等の未然防止、早期発見・早期対応、さらには、教育相談体制の充実のためにどのような役割を担い、どのように職務を遂行することが適切なのか、また、SSWの活用にあたって、市町村教育委員会の支援体制の整備や学校における体制づくりにおいて何が必要とされているのかなどを示しています。本ガイドラインを利用して、各地域や学校の実情に応じてSSWを効果的に活用し、チームで対応する教育相談、生徒指導の充実を図っていくことが望まれます。

(1) SSW導入の背景

いじめや暴力行為等問題行動、不登校、子供の貧困、虐待等の背景には、児童生徒の心理的な課題とともに、家庭、友人関係、学校、地域など児童生徒の置かれている環境に課題がある事案も多くあります。その環境の課題は、様々な要因が複雑に絡み合い、特に、学校だけでは課題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関等と連携して対応することが求められており、福祉の専門家であるSSWの役割に大きな期待が寄せられています。

(2) SSW導入のねらい

ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論から、問題を個人と環境の折り合いが良くない状態として捉え、その状態解消のため、個人の環境への適応力を高める支援と、環境に働き掛けて問題を解決できるように調整する援助を行っていくものであり、スクールソーシャルワークは、それを学校等の教育現場を基盤として行います。

SSWは児童生徒のニーズを把握し、個人に働き掛けるだけでなく、学校組織などの仕組みにも働き掛け、家庭の生活環境等や、個人と環境との関係性にも働き掛ける視点を持つということが求められます。SSWの活動目標は、児童生徒の一人一人のQOL（生活の質）の向上とそれを支える学校・地域をつくることです。その達成のためには、教育現場及び家庭環境の安心・安全の向上の2つが果たされる必要があります。

(3) 道のこれまでの取組

北海道では、平成20年度から、国の調査研究事業（平成21年度から補助事業）により「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施し、希望のあった市町村への配置を進めるとともに、平成26年度からは北海道教育委員会においてもスクールソーシャルワーカー（北海道スクールソーシャルワーカー）を任用し、未配置の市町村や道立学校への支援の拡充に努めるとともに、エリア・スーパーバイザー体制の整備や、連絡協議会・地域別研修会の開催等により、SSWの質の向上にも努めています。

一方で、広域な本道においては、地域によってSSWの人材確保に偏りが見られることや、SSWの配置地域にも偏りが見られることなどが、配置上の課題となっています。

こうした課題への対応策として、北海道教育委員会で任用しているSSWを、必要に応じて未配置地域の市町村立学校にも派遣する取組を行っています。

(4) 今後の方向性

国の有識者会議において、「これまでの教育相談については、どちらかと言えば事後の個別事案への対応に重点が置かれていたが、今後は、事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点をおいた体制づくりが重要である」と示されています。

北海道では、これまでも、子ども理解支援ツール「ほっと」を開発・活用し、児童生徒の実態をきめ細かく把握しながら、よりよい人間関係を築く力を養うなど問題行動等の未然防止に重点をおいた取組を行ったり、「中1ギャップ問題未然防止事業」や「高校生ステップアップ・プログラム」により、いじめや不登校、高校中途退学など、生徒指導上の諸課題について、未然防止、早期発見・早期対応につながる取組を行ったりするなどしてきました。

今後は、こうした取組に加えて、学校や教員がスクールカウンセラー（以下、SC）やSSWといった心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する「チーム学校」体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要です。

2 SSWの職務内容

SSWは、次の職務内容を、学校と連携して適切に実施します。

- 児童生徒と児童生徒の置かれた環境への働き掛け
- 学校内におけるチーム支援体制の構築、支援
- ケース会議の事前調整
- ケースのアセスメント及び課題解決のプランニングへの支援
- 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- いじめ、不登校等を学校として認知した場合の援助
- 災害等が発生した場合の援助 など

(1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け(個人＝ミクロへのアプローチ)

SSWは、児童生徒や保護者等との面談や家庭訪問、地域からの情報収集等を通じて、児童生徒の置かれている環境や、児童生徒及び保護者のニーズを把握します。把握した情報を基にアセスメント(見立て)を行い、支援計画を立案・実行します。

また、教職員等に対しても、情報提供や相談に応じるなどのサポートに努めます。

(具体例)

- いじめや暴力行為等の問題行動、不登校、子供の貧困、虐待等の課題を抱える児童生徒の家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働き掛け
- 児童生徒との面接や家庭訪問等の相談支援活動(アウトリーチ、アドボケイト、グループワークなどの技術を使用)
- 児童生徒への相談活動等に関する情報収集・提供、ソーシャルワーク理論に基づくアセスメント及びプランニング
- 保護者、教職員等への関係機関や地域の社会資源に関する情報提供または紹介等
- 保護者と教職員の間での調整、橋渡し
- 保護者、教職員等への相談援助

※ アウトリーチとは

ソーシャルワークや福祉サービスの一般的実施機関が、福祉対象者を待ち受けるのではなく出向いて福祉サービス等の利用を実現させるような取組です。

※ アドボケイトとは

権利表明が困難な児童生徒など、本来個々人がもつ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援する機能をアドボカシー、代弁・擁護者をアドボケイトと呼びます。

※ アセスメント(見立て)とは

解決すべき問題や課題のある事例(事象)の家族や地域、関係者などの情報から、その児童のストレングス(強み)やそのような状態に至った背景について探ります。

※ プランニング(手立て)とは

アセスメントに基づいて、ケースに応じた目標と計画を立てること。目標には、長期目標と短期目標があり、長期目標においては長期的な視点に立って、児童生徒のより望ましい状況を設定することになる。短期目標においては、長期目標を踏まえ、すぐにでも具体的に組み立てるような目標を設定することになる。短期目標は、プラン実行のイメージが具体的に持てること、その達成に向けて、一つ一つの内容とそれぞれの役割分担を具体的に決めていくことが大切です。

(2) 学校内におけるチーム体制の構築・支援(学校組織=メソへのアプローチ)

児童生徒やその家庭を支援する校内体制が構築されるよう、教職員とともにチーム体制の構築を行います。

ケース会議では、学級担任、養護教諭、SC等の関係者から提供される情報を基に、福祉的な観点から支援策を立案します。

(具体例)

- 複数の視点で検討できるケース会議とするための事前調整やケースのアセスメント及び課題解決のプランニングの支援
- 社会福祉等の専門的視点に基づく具体的支援に向けてのコンサルテーション

(専門家による指導・助言を含めた検討)

- ・校内支援チーム体制づくりの支援活動
- ・学校現場での有用な支援方法やソーシャルワークに関する知識・技術に関する研修

※ ケース会議とは

事例検討会やケースカンファレンスとも言われ、解決すべき問題や課題のある事例(事象)を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考えます。

予め、課題解決の中心となりSSWとの窓口となる担当者を決め、SSWに対応を依頼したいケースについて、「何に困っているか」「検討したいことは何か」など課題を明確にしたうえで、経過について紙面に整理するなど、ケース会議の準備をしておくこと、スムーズな対応が可能になります。

また、対象となる児童生徒に関わる教職員のほか、必要に応じて関係者の参加があれば、多方面からの支援が可能になります。

(3) 関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整(自治体の体制＝マクロへのアプローチ)

児童生徒をサポートする人的資源や機関が十分に整うよう、行政や関係機関に働き掛け、地域の様々な資源を活用してサポート体制構築への働き掛けや支援を行います。

(具体例)

- ・教育委員会への個別事案の報告、連絡、相談等
- ・児童生徒及び家庭環境等に関する情報に基づく、関係機関と連携した学校支援体制の構築等
- ・関係機関への訪問、電話による情報交換、打合せ(特に、市町村の子ども・福祉部局と連携し、活用できる地域の社会資源や施策について情報収集を行う)
- ・教育委員会との相談による学校や自治体のネットワーク体制づくり等

(4) いじめや暴力行為等問題行動、不登校、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助

学校内において、いじめ、不登校等を認知した場合やその疑いが生じた場合、また、災害等が発生した場合は、速やかにケース会議を開催し、その支援策を検討します。支援策を検討する際には、何を目標とし、誰が中心となり、どのように対応するのかについて必ず明確にすることが必要です。検討の結果に基づき、SSWは、次のような個別対応を行います。

(具体例)

- ・いじめ防止に積極的にかかわるとともに、いじめた児童生徒やいじめられた児童生徒に関するアセスメント及びプランニングによる、いじめの解消や再発防止の支援
- ・当該児童生徒のみならず、当該の保護者同士や教員同士、保護者と学校との対

- 立構造を想定した、保護者会や学校のチーム会議などの開催の支援
- いじめ防止対策推進法第 22 条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の一員として、同法に基づく対応を支援
 - 虐待の問題について、教職員と一緒に保護者への関わりの糸口を探したり、虐待が起きている仕組みなどについてアセスメントをしたり、関係機関とのケース会議の開催を提案し関係機関との役割分担を決めるように促すなどの支援
 - ケース会議等を踏まえ、不登校、問題行動、子供の貧困、虐待、災害、突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に対する関係機関との連携の支援

3 SSWの効果的な活用のために

(1) SCとの連携

SCは、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家であるのに対し、SSWは、法律や制度を活用して、児童生徒と取り巻く環境に働き掛けて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家です。

それぞれの活動領域だけで集められる情報には限りがあります。そのため、支援が必要となる個々の児童生徒に対して課題に応じた的確な対応を行うには、ケース会議や教育相談コーディネーター等を通じ、それぞれの活動領域以外の情報を共有し、連携して対応することが必要です。

例えば、養護教諭が定期的にカウンセリングを行っている児童生徒から、虐待の訴えがあった際、学校は、教育委員会にSSWの派遣依頼を行い、SSWと対応を検討した結果、SCとのカウンセリングが有効であると考え、SCとの定期的なカウンセリングを行うなど、学校と連携することが考えられます。

(2) SSWの配置形態

SSWは、学校や地域の状況等を考慮して、効果的な支援ができる形態を選択して配置する必要があり、北海道では、各市町村教育委員会との委託契約により、次のような形態により配置を行っています。

- ① 派遣型：SSWを教育委員会に配置し、学校からの要請に応じて派遣するもの
- ② 巡回型：SSWを教育委員会に配置し、複数校を定期的に巡回するもの
- ③ 単独校配置型：SSWが配置された学校のみを担当するもの
- ④ 拠点校配置型：SSWを拠点校に配置して、近隣の小・中学校を派遣校として併せて担当するもの

SSWの勤務時間等については、各市町村の希望を踏まえて予算を措置しており、1日当たりの勤務時間は、各市町村教育委員会の定めるところとなります。

また、道立学校やSSWを配置していない市町村に対して、いじめや不登校などの課題を抱える児童生徒へのSSWの支援が必要となった場合や、教職員・保護者への研修などをSSWの協力により実施する場合には、申請に応じて、北海道教育

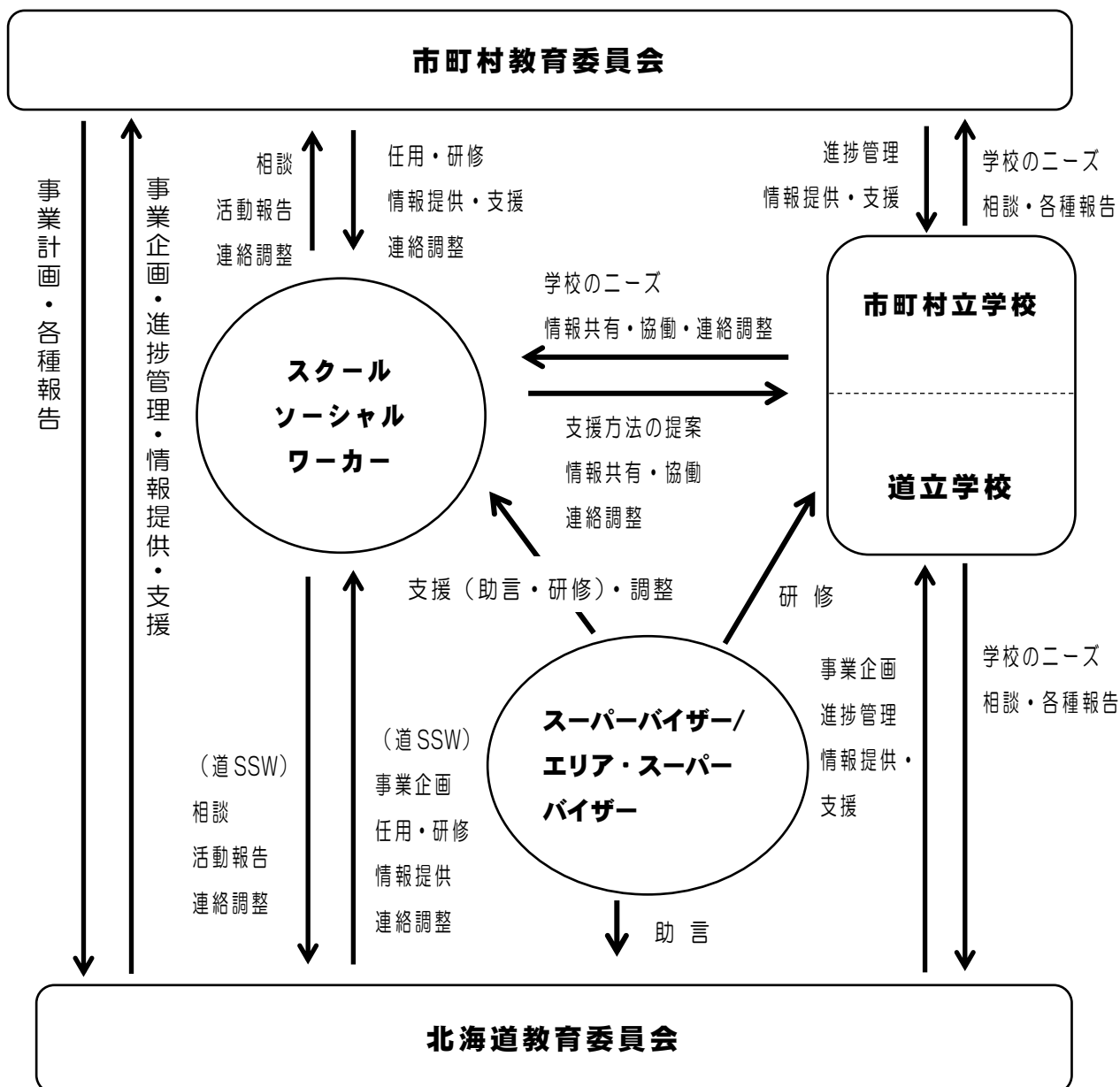
委員会のSSWを派遣しています。

(3) 教育委員会における支援体制

SSWの活用にあたっての、北海道教育委員会、市町村教育委員会、学校の役割分担は、それぞれ次のとおりです。

- ・北海道教育委員会：事業全体の企画と管理、情報提供、市町村教育委員会への支援、道立学校への支援
- ・市町村教育委員会：具体的事業計画の策定と実施、学校への支援
- ・学校：SSWを活用した支援体制の構築、SSWに対する理解の促進

(イメージ図)



① S S Wの役割等の周知

北海道教育委員会では、S S Wの職務内容と効果的な活用方法等について、本ガイドラインを策定し、公表しています。

S S Wの活用方法等について、市町村教育委員会は、「活動方針等に関する指針」(ビジョン)を策定し、公表することが求められます。

教育委員会は、首長部局及び関係機関との連携協力体制を構築し、定期的な関係機関との連絡会議の開催、ケース会議への参加協力を依頼するなど、学校と学校外の機関との連携協力体制づくりを支援していくことが求められます。

また、S S Wの専門性を活かすためには、学校や関係機関がS S Wの役割について知っている必要があります。そのため、様々な研修等において周知を図り、特に管理職等がS S Wの存在意義等について理解している必要があります。

② スーパービジョン体制の整備

北海道教育委員会では、S S Wの活動を支援するため、事業全体の推進に関して指導助言するスーパーバイザーを配置するとともに、本道の広域性を踏まえ、全道の地域別にエリア・スーパーバイザーを配置し、市町村教育委員会、S S W、道立学校から相談を受け、必要に応じて支援を行う体制を整備しています。スーパーバイザー及びエリア・スーパーバイザーは、社会福祉の専門家である大学教授等の有識者を任命しており、市町村教育委員会や道立学校からの要請を受けて、S S Wの見立てや手立てについての助言・指導を行うほか、必要な場合は、学校において研修等を実施します。

③ 緊急支援が必要な場合の対応について

教育委員会は、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故発生時など、学校だけでは対応が困難な事態となった場合にどのように支援を行うか、予め明確にしておく必要があります。北海道教育委員会では、各教育局等において相談に応じるほか、必要に応じて、S CやS S W、北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チームなどの外部専門家を派遣するなどの支援を行います。

④ S S Wの研修の在り方について

S S Wは、様々な事案に対して的確に対応していくために、常にその資質・能力の向上を目指す必要があります。そのため、教育委員会は、計画的・組織的に研修を実施したり、S S Wの研修への参加を支援したりする必要があります。

北海道教育委員会では、地域別研修会を開催し、情報提供を行うほか、S S Wの活用や支援方法について情報交換や研究協議を通じて、支援技術の向上や連携強化に努めています。

また、市町村教育委員会は、校長会、教頭会、生徒指導者担当者会、養護教諭の会などでS S Wの役割を周知徹底する必要があります。

⑤ 関係機関との連携

SSWを効果的に活用するためには、地域の関係機関や人材を十分に把握し、各機関と日頃から連携を図るなどしてネットワークを構築しておくことが重要です。その際には、関係機関の専門性・役割をしっかりと理解することが必要です。

主な関係機関は次のとおりです。

福祉関係機関	児童相談所、福祉事務所、自立相談支援機関、要保護児童対策地域協議会の所管部署、児童家庭支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、放課後児童クラブ、児童館、保育所、児童福祉サービス等事業所（放課後デイサービス等）、発達障害者支援センター 等
保健医療関係機関	保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院
刑事司法関係機関	警察署（生活安全課等）、少年サポートセンター、家庭裁判所、少年院、少年鑑別所、保護観察所、日本司法支援センター（法テラス）、スクールサポーター、保護司、少年警察ボランティア
教育関係機関	教育支援センター（適応指導教室）、教育相談室、民間教育団体、民間教育施設、転出入元・先の学校、幼稚園
団体	社会福祉士会、精神保健福祉士会、弁護士会
教育委員会内	家庭教育支援チーム（支援員）、土曜学校など学習支援、地域学校協働本部の地域コーディネーター、学校ボランティア、近隣の小・中学校 等

⑥ 連絡会議の開催

北海道教育委員会では、SSWの適切かつ効果的な活用を促進するために、例年、関係者が集まり、SSWの活用、SSWの支援方法等について、研究協議や情報交換を行う連絡協議会を開催しています。

なお、市町村教育委員会においては、管轄の学校における教育相談の状況を把握するとともに、関係機関と連携した効果的で迅速な支援のため、市町村内の児童生徒の状況や、具体的な事案における連携体制について共通認識を図ることを目的に、学校関係者、SSW、SC、福祉部署関係者を対象とした連絡会議等を開催することが望まれます。

（４）学校における体制づくり

① 校長の役割

校長は、学校の教育目標を示し、学校の目指す方向や学校が抱える課題を明確にすることが必要です。また、このビジョンを実効性のあるものとするため、教育相談担当者（コーディネーター）、生徒指導主事、養護教諭等の役割を明確化しておくことも必要です。

ア 教職員全体の共通理解

児童生徒の問題行動、不登校等への対応及びその解決は、児童生徒の指導の責任を担う学校が組織的に行うものです。課題の解決や児童生徒への支援をSSWに委ねてしまうことや、校内で教職員間の協働が不十分なためにケース会議の開催が困難になっている場合などは、学校がその役割を十分に果たしていないこととなります。そのため、本ガイドラインや市町村教育委員会で策定されたビジョンを基に、SSWの配置のねらいや専門性、役割等について全ての教職員が理解し、校長のリーダーシップの下、教育相談体制を整備・充実させることが重要です。それにより、教職員が日々の取組の中で抱く気付きや疑問を教職員間で共有できる環境が整えられ、SSWが学校で機能していくための下地が作られます。

イ 教育相談コーディネーター役となる教員の位置付けと役割

教育相談担当者（コーディネーター）は、学校全体の児童生徒の状況を把握し、関係教職員や関係機関等と連絡調整を図るなど、児童生徒の抱える課題解決に向けて調整することが求められます。これらの機能的な教育相談体制を構築するためには、中核となる教職員を位置付け、校務分掌においてもその旨を明確にすることが必要です。

教育相談コーディネーターの担う主な職務内容として次のような内容が考えられます。

1	SSW、SCの周知と相談受付	児童生徒やその保護者にSSW、SCの周知を図り、相談の申込みの有無にかかわらず、実情に応じて、教育相談コーディネーターが積極的にアプローチしていくことも重要です。
2	気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の開催	各教職員が気になる事例をあげられるよう工夫し、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、SSW、SCなどのメンバーと共に事例の洗い出し、第一次的な方向性を決定します。
3	SSW、SCとの連絡調整	児童生徒の抱える問題に応じて、SSW、SCも参画し、学校としての対応方針をまとめ、効果的な支援が行えるように調整します。SSW、SC双方の支援が必要な場合には、学校の窓口として、両者間の業務調整などを行います。
4	相談活動に関するスケジュール等の計画・立案	教職員や保護者からの相談を受け、SSW、SCの勤務状況を鑑み、適切に相談計画を立案します。
5	児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握	児童生徒や保護者、教職員が問題・課題をどのように捉えているか、現状についてどのように考え、今後どのようにしたいのかを把握します。
6	個別記録等の情報管理	個人情報等の保護等に配慮した記録の集約と管理を行います。
7	ケース会議の実施	児童生徒の抱える問題に応じて、学年でのケース会議、校内全体でのケース会議、関係機関を含めたケース会議などの開催を企画します。

8	校内研修の実施	S S W、S Cの役割や、学校としての活用方針等を研修会の場などを利用して、全教職員に共通理解できるようにします。また、必要に応じ、関係機関との合同研修会を企画するなど、普段から関係機関と情報交換を行えるようにすることも重要です。
---	---------	--

ウ 校内体制におけるS S Wの位置付け

S S Wが、事後対応だけでなく、予防的な対応を行うためにも、校長は、校内の生徒指導に関わる会議（生徒指導委員会、教育相談部会、いじめ・不登校対策委員会等）にもS S Wの出席を要請するなど、S S Wがチームの一員として支援を行う体制をつくり、組織的な対応が図れるようにします。

エ 緊急支援が必要な場合の対応

突発的な事件・事故・自然災害等への対応において、S S Wも加わり支援を行うことも検討する必要があります。校長が要請する教育委員会等からの緊急支援チームが当該事案に対応する際には、学校が緊急支援チームから受けた情報提供や助言をS S Wと共有しながら支援を行うことが重要です。

オ 活動環境の整備

S S Wが学校組織の一員として職務を遂行しやすい活動環境を整える必要があります。

例えば、学校に配置されたS S Wの場合は、教職員とコミュニケーションが図りやすいよう、職員室に席を設けることが必要です。また、様々な通信手段の確保など、迅速かつ効果的に職務遂行できる環境を整備するとともに、学校外での職務を遂行しやすくするため学校組織の一員であること、守秘義務を負っていることを記載した職員証等を交付するなどの配慮も必要です。

カ 学校種間の連携

児童生徒の成長を継続して支援していくためには、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の異なる学校種間において切れ目のない支援を行うことが重要であることから、学校種間において情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、有効な支援を引き継ぎ、更に発展させる必要があります。

また、児童生徒の転出入に際しても、学校間の情報共有が必要です。

情報提供に際しては、個人情報保護に関する条例を遵守し、児童生徒本人やその保護者から同意を得るように努めるなどして対応します。

キ 保護者等への周知

学校便り、ホームページ等で保護者や地域にS S Wを紹介・周知するとともに、保護者会やP T A総会などの場を利用してS S Wを紹介し、その役割や仕事の内容を説明することが必要です。

② 生徒指導主事や養護教諭との連携

生徒指導主事は、SSWと校内の教育相談・生徒指導体制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会を定期的に設ける必要があります。

また、養護教諭は、児童生徒の発達や健康状況を多面的に把握し、SSWと情報交換や連携を積極的に行い、気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の構成員として、ともに児童生徒の課題を共有する必要があります。

③ 教職員（担任等）との連携

個別相談を行ったSSWと、その児童生徒の担任や関係教職員とが情報交換を行えるようにします。また、教職員とSSWが関わる場を意図的に設定することにより、日常的な連携が図れるようにすることが必要です。

4 SSWの業務遂行に当たって配慮すべき事項

(1) 守秘義務について

職務上、SSWが取り扱う情報は児童生徒やその家庭のプライバシーに関わる情報が多くなるため、SSWを任用する際には、守秘義務を課す必要があります。

ただし、SSWが職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、SSWから学校に報告する体制を整備する必要があります。

○ スクールソーシャルワーカー活用実施要綱

2（4）秘密保持義務等

スクールソーシャルワーカーは、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

ただし、児童生徒が抱える問題への支援のため、スクールソーシャルワーカーが教育委員会や学校において共有すべき必要があると判断した情報については、当該所属長に報告するものとする。

その場合、当該所属長は、教育委員会又は学校の組織全体で情報を適切に管理し、当該組織全体における守秘義務の責任を負うものとする。

(2) 情報共有について

SSWは、児童生徒の支援のための活動記録を作成するとともに、その記録した情報について学校と共有する必要があります。また、関係機関と共有が必要な情報については、児童生徒本人や保護者の了解を得ることを原則とし、困難な場合は要保護児童地域対策協議会等を活用するなどの配慮を行うことが重要です。

(3) 家庭訪問の方法について

児童生徒や保護者等の状況によっては、SSWが家庭訪問を行うことが有効な

場合があります。

家庭訪問の実施は、校長の許可を得て、保護者の同意のもとで行います。また、家庭訪問の際に、担任等が同行するなど、学校との組織的な連携のもとに行う必要があります。

(4) 児童虐待に係る通告

児童虐待に係る対応に当たっては、支援を行っていく中で、虐待事案であると確証が得られた場合のみならず、虐待である確証が得られない状況であったとしても、主観的に児童虐待の疑いがあると思われる場合は、市町村又は児童相談所等への通告義務が生じます。